

命を守る！！

住宅用火災警報器

～設置・点検していますか？～



住宅用火災警報器の設置が高齢者の命を救う！

住宅用火災警報器は、津市火災予防条例により、平成20年6月からすべての住宅で**設置が義務化**されています。また、古くなると電池切れなどで機能しなくなることがあるので、定期的な点検や機器の取り換えなど、**維持管理についても義務化**されています。電池の寿命は約10年といわれ、すでに一部の家庭では取り換え時期が来ています。



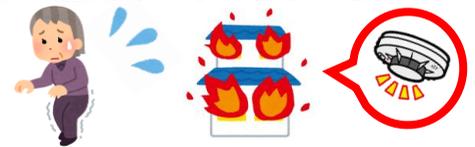
住宅火災において高齢者の逃げ遅れによる死亡が多発！

- 死者の約7割が65歳以上の高齢者
- 死因の多くは、就寝中などの逃げ遅れ



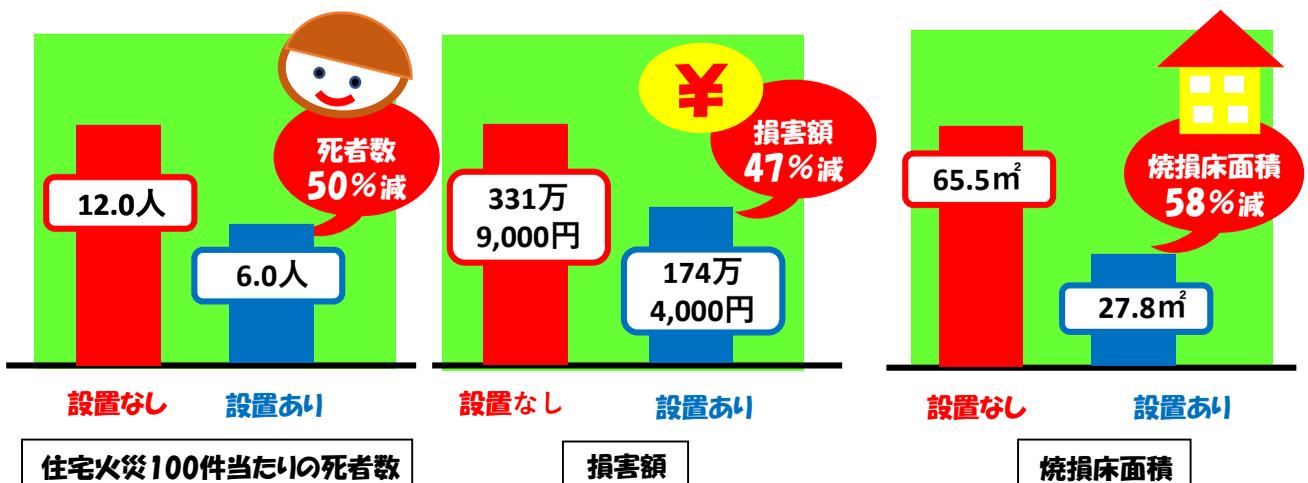
住宅用火災警報器を設置し早期避難！

住宅用火災警報器を設置していると、火災を警報音等でお知らせし、初期消火や素早い避難をすることができます。

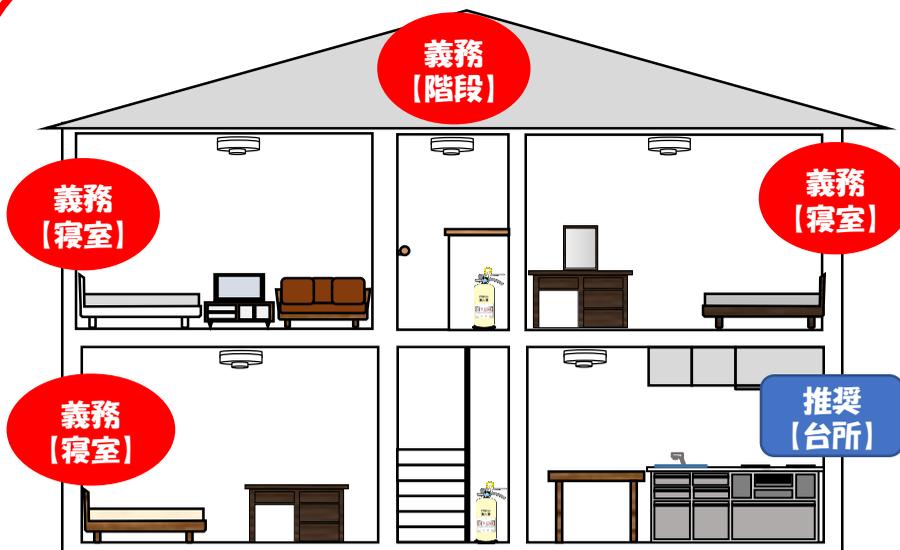


住宅用火災警報器の設置効果

※総務省消防庁による令和2～4年の火災報告から集計



住宅用火災警報器の設置場所



住宅用火災警報器は、火災の煙を感知する「煙式(光電式)」と火災の熱を感知する「熱式(定温式)」があります。

寝室(義務)

普段就寝に使用する部屋に取付けます。(煙式を設置します。)

階段(義務)

寝室がある階の階段上部の天井または壁に取付けます。例 2階に寝室がある場合は取付けが必要です。(煙式を設置します。)

台所(推奨)

火を使うことが多い場所です。設置することをオススメします。(熱式をオススメします。)

住宅用火災警報器の点検・交換方法

●点検は定期的に

本体のボタンを押すか、付属のひもを引きます。正常な場合、正常を知らせる音声や警報音が鳴ります。

反応しない場合は、すぐに**交換**しましょう！

●交換の目安は10年

設置から**10年以上**の場合も**交換**しましょう！

設置年数は、設置の時に記入した設置年月や交換時期で確認できます。記載がない場合は、製造年でおおよその時期がわかります。

点検方法



ボタンを押す



ひもを引く

悪質な訪問販売や点検にご注意ください

消防職員が住宅用火災警報器や消火器を販売・点検してお金を請求することは絶対にありません。



購入場所について

防災機器販売店や、ホームセンター、家電量販店などで購入できます。(取り付けを合わせて依頼できるお店もあります。📞)

問い合わせ先

津市消防本部予防課	TEL 059-254-0356	久居消防署	TEL 059-254-1111
中消防署	TEL 059-226-2323	南分署	TEL 059-234-3512
西分署	TEL 059-253-6771	美里分署	TEL 059-279-2136
安濃分署	TEL 059-268-5119	香良洲分遣所	TEL 059-292-2157
北消防署	TEL 059-232-3092	白山消防署	TEL 059-262-1044
河芸分署	TEL 059-245-0119	一志分署	TEL 059-293-0279
芸濃分署	TEL 059-265-2500	美杉分署	TEL 059-274-0200